九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ハーバーマスにおける国家・政治システムと討議原理

牧野, 正義
九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程

https://doi.org/10.15017/16440

出版情報：政治研究. 52, pp.83-117, 2005-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

ハーバーマスにおける国家・政治システムと討議原理

牧野正義

はじめに
第一節　討議原理の位置
（一）　二つの倫理
（二）　二つの倫理の関係
第二節　ハーバーマスにおける討議原理と国家・政治システム
（一）　ハーバーマスにおける討議原理
（二）　ハーバーマスにおける国家・政治システムと公共性
（三）　討議原理と国家・政治システム
第三節　討議原理の適用領域
（一）　討議原理と法
（二）　討議原理と暴力
おわりに

はじめに

本稿の目的は、ユルゲン・ハーバーマスによって提起された討議原理の位置づけについて検討することである。討議原理とは、合理的な議論によって正当化され得る規範のみが妥当なものとなることを示す原理である。

この討議原理の依拠する討議倫理に対してはさまざまな批判がなされているが、それらのうち特に重要なものとしてはいわゆるポストモダニズムによる批判がある。すなわち、討議倫理が合理性に対して過度の信頼をおいており、合理性から排除されたものに対する配慮を怠っているという批判である。こうした立場からポストモダニズムは、規範の合理的な正当化よりも、規範や行為の美的判断を重視する倫理学を志向する。(1)

しかしながら討議倫理に内在するこうした問題点の指摘にもかかわらず依然として明らかでないのは、討議倫理とそれに対抗するポストモダン的倫理の両者がいかなる関係に立つのか、ということである。本稿ではこの問いに対する一つの回答の試みとして、討議原理を国家ないし政治システムを規律する公共性の領域を特に対象とする原理として理解することによって、二つの倫理の関係を改めて捉え直すことができるのではないかということを論じる。このことは、そうした領域以外の領域において合理的な討議による行為調整が全く必要ではないということを意味するのではなく、規範の妥当性が特に合理的に正当化される必要のある領域の範囲を特定するという趣旨である。この点で手がかりとなるのは、ハーバーマス自身の議論においてそうした領域が合理的討議の行われるべき領域として常に重要視されてきたという事実である。

しかしその際問題となるのは、そうした領域において討議原理が用いられなければならないのはいかなる理由によるのか、ということである。しかしその論拠を提供し得るものは、ハーバーマス自身の議論のうちに見出すことができる。すなわち、近代社会における、国家・政治システムの生活世界からの自立性に関する指摘、すなわち、それを構成する権力媒体の作用が規範的なコントロールを免れているという指摘である。こうした特質を備えた国家・政治システムを規律する公共性の領域においては、政治的決定における公正性を確保する、あるいは極端な不公正性ないし恣意性を除

去するという観点から、美的な正統化ではなく合理的な正統化が要請される、と考えることができるのである。こうした点を考慮して討議原理をより適切に位置づけることで、それをより強力に擁護することが可能となるのではないかというのが本稿の結論である。(2)

本稿では以上の諸点について、以下のような手順で論じる。まず第一節で、討議倫理とポストモダン的倫理との関係を扱ういくつかの議論の問題点について検討する。次に第二節で、二つの倫理の関係をより適切に理解するための手がかりを得るために、ハーバーマス自身の議論において国家・政治システムを規律する公共性の領域が合理的討議の行われるべき領域として常に重要視されてきたということを確認し、その上で、討議原理を国家・政治システムを規律する公共性の原理として再解釈する可能性と、そのハーバーマスの議論全体に対する含意について簡単に検討する。最後に第三節で、討議原理の適用範囲を法の領域に限定すべきであるとする議論の問題点を指摘した上で、ハーバーマスの国家・政治システムの暴力に関する議論の特徴を明らかにしながら、その討議原理との関係について検討することにしたい。

第一節　討議原理の位置

(一)　二つの倫理

討議原理(D)は、『事実性と妥当性』において以下のように示されている。「全てのありうべき関与者が合理的討議への参加者として合意し得るであろう行為規範こそは、妥当である」(FuG：138 訳上一三六)。これは、それ以前に『道徳意識とコミュニケーション行為』において定式化された討議倫理学の原則(D)に相当するものである。すなわち討議倫理学の原則とは、「全ての関与者が、実践的ディスクルスの参加者として、同意を与えた(与えるであろう)規範のみが妥当を請求し得る」というものである(MkH：103 訳一四九)。ここで後者における「実践的ディスクルス」という語が前者

において「合理的討議」という後に置き換えられているのは、討議原理が道徳規範と法規範との両方の正当化を対象としており、後者は特定の歴史的条件の下で社会的環境を形成する法共同体の自己組織化の媒体としてはたらくものであるからである。すなわち、その根拠づけの討議においては、「実践的ディスクルス」におけるような普遍化原則(U)、すなわち「係争中の当の規範に全ての人が従ったときに、全ての個人一人一人の利害関心にとって生ずると予期される結果や随伴結果を全員が強制なしに受け入れ得る」(MkH：103 訳一四八)という条件を満たす規範を妥当なものと認めるという議論の規則に則る道徳的討議のみならず、目標の価値志向的考量や手段の目的合理的考量という意味でのプラグマティックな討議、「我々にとって善い」という観点から治療的批判を通じてなされる倫理的-政治的討議、さらに妥協のための交渉もまた行われるという事情によるものである。[3] ただしそうした道徳的討議以外の討議の結論は、道徳的討議によって得られる結論と矛盾するものであってはならず、したがって道徳的討議が他の討議に対して優位に立つという点で、討議原理は討議倫理学の原則の基本的な考え方を受け継いでいる。

ハーバーマスによって展開された、こうした討議原理ないし討議倫理学の原則については、まずその基礎付けの可能性について疑問が提出されている。この点に関しては、たとえば共同体主義的な立場をとる論者からは、ハーバーマスの形式的な討議倫理学の構想が実は近代西欧文化の実質的な善の構想を表現したものに過ぎないのではないかと批判されている(フェッラーラ 一九九八：二一-九)。またポストモダン的な立場をとる論者からも、ハーバーマスが彼の理論に反対するものに対して投げかける「遂行的矛盾」という論難が、はじめからコミュニケーション的行為の理論を前提として行われている点が批判されている(シャイフェレ 一九九四：三四〇-五二)。しかしながら、この点については、討議倫理だけでなくそれに対抗する他の倫理も同様に究極的基礎づけが達成されているわけではないという点を考慮すると、それが直ちに討議原理・討議倫理の有効性の否定につながるというわけではないと思われる。しかしより重要なのは、討議倫理がいわゆるポストモダニズムの側から倫理的・実践的な面で批判にさらされてきていることである。こうしたポストモダニズムからの批判が重要なのは、それがハーバーマスの討議倫理学と同様に近代の経験を踏まえた倫理学を構想することを試みている点においてである。

スティーブン・ホワイトは、こうしたポストモダン的倫理の台頭の背景として、メタ物語に対する不信感の増大、社会の合理化がもたらす危険性についての新たな認識、新しい情報テクノロジー、新しい社会運動といった社会的な要因を指摘している。ホワイトによれば、ポストモダン的倫理は、「他者への責任」という道徳的-審美的感覚、すなわち、「より従順で秩序ある世界を無限に追い求める過程で常に生み出され、価値を剝奪され、規律化されてきた〈他者〉」に対する責任感覚をその核としている。これは、「行為への責任感覚」、すなわち、「確かな知識を獲得し、実践的な目的をある弁護可能な形で達成するよう行為するための道徳的で分別のある義務」に対して区別されるものである。ホワイトはハーバーマスの討議倫理を後者のうちの最も有力な候補として位置づけている。これら二つの責任感覚はそれぞれ、「世界-内的な行為を調整する言語」と「世界-開示的な言語」という言語の二つの機能に対応している（ホワイト 一九九七：三-三六）。ホワイトによればこれら二つの責任感覚について、一方を他方に還元するということはできない。

さてこのような二つの倫理、すなわち「行為への責任感覚」ないし討議倫理と、「他者への責任感覚」ないしポストモダン的倫理について問題となるのは両者がいかなる関係に立つのかということであろう。ただしここで注意しておくべきは、ハーバーマス自身も自らの議論の中で美的なものと規範的なものとの関連について独自の配慮を行っているということである。確かにハーバーマスは、ポストモダニズムなどにおける議論のように、真理性や正当性の契機をないがしろにして誠実性の契機、すなわち審美的なものを一方的に拡張することは不当であるとしてポストモダニズムのある側面に対して厳しい評価を下している。したがって倫理・道徳や政治を全面的に美学化することは斥けられなければならない。しかしながら他方で彼は、たとえば美的なものと政治との関係に関して、ハイネ論などに見られるように各文化領域の自律性を損なうことなく芸術と政治的意思形成とを媒介する試みを積極的に評価してもいるのである（HHRID：訳一二）。こうしたハーバーマスの議論に注目して、彼自身の議論では必ずしも十分に取り上げられてこなかった「美的公共圏」を構想する可能性を探る議論も存在する（吉田 一九九七：三四）。すなわち、ハーバーマスの政治的公共圏においては主として道徳的観点に照らした正当性が争われるのであるが、これとは別に、美的・芸術的テーマを政治的観点から、あるいは政治的テーマを美的観点から論じるための公共圏が必要であるという議論である。こう

した議論は、ハーバーマスの基本的な理論枠組みの中で美的なものをより積極的に位置づける可能性を示すという点で有益である。しかしながら逆にいえば、こうした議論は、政治的意思決定の妥当性が最終的には道徳的観点に照らした正当性によって測られることが前提されている点で、ここでの関心である二つの倫理の関係づけという観点からすれば、依然として「行為への責任」の枠内にとどまっているといえる。[4]

(二) 二つの倫理の関係

しかしながらこれに対して、二つの倫理の関係をより踏み込んで検討する試みも存在する。以下ではこれらの議論について検討してゆくが、ただ結論を先取りして言えば、これらの議論はいずれも二つの倫理の関係を適切に捉えることに必ずしも成功していない。

たとえば、セイラ・ベンハビブは、討議倫理の修正によってこの問題を解決しようとする(Benhabib 1990：334-46)。ベンハビブのテーゼは、討議倫理にとって普遍化原則は余計である、というものである。[5] ベンハビブによれば、普遍化原則は、必要以上に合意を保証する効果を持つものである。彼女によれば、討議倫理の核心は、同意を達成することにあるのではなく、合意を達成するための会話を継続させることにある。こうした立場からベンハビブは、ハーバーマスの普遍化原則に代えて「普遍的道徳的尊敬」の原則と「平等主義的相互性」の原則を導入する。前者は道徳的会話の参加の権利を保証するものであり、後者は、会話の中のさまざまな発話行為(新しいテーマの提出、議論そのものの前提の反省等)に関する対称的権利を保証するものである。したがってこれらの原則に反する道徳規範、たとえばこれらの原則を侵害するような他者への侵害行為を認めるようなものは斥けられなければならない。しかしながらこの原則を侵害しない限りで、道徳的会話においては多様な論拠に基づいた規範の正当化が認められる。すなわち、正義の観点のみならず善の観点からも議論を行うことが可能となる。

ベンハビブのこうした討議倫理の修正の背景には、彼女のフェミニズム的な観点がある。ベンハビブによれば、道徳

的規範の普遍的な正当化は、「一般的な他者」のみならず「具体的な他者」の観点からもなされなければならない（ベンハビブ 一九九七）。前者は、個人を同一の権利と義務を与えられた理性的存在とみなす。これに対して後者は理性的存在を具体的な歴史、アイデンティティ、情緒的で感情的な構成を伴う個人とみなす。ベンハビブは、前者の観点が権利の設定に際して必要であることを認める。しかしながら、専ら前者の観点のみに基づくロールズの原初状態論に基づく政治理論やコールバーグの道徳理論は、道徳的政治的正当化の基準として標榜する普遍化可能性、反転可能性について十分に考慮していないとされる。というのも、「一般的な他者」の観点からのみでは、他者に対する各個人の所与の偏見や無理解が吟味されることなく再生産されることになるからである。ベンハビブはこうした所与の他者理解をも吟味する可能性を指し示しているという点で、これらの議論よりも討議倫理学の方が優れているという。ただし彼女は、ハーバーマス自身の議論の中には、こうした討議倫理学の長所を曖昧にする側面が存在するとしている。先に述べた、ベンハビブによる討議倫理の修正は、ハーバーマスの議論におけるこうした難点を克服し、討議倫理の長所を十分に展開することを意図するものとして理解される。

これに対してホワイトは、「一般的な他者」のみならず「具体的な他者」の観点をも道徳的政治的正当化の過程に取り入れようとするこうしたベンハビブの構想は、彼女自身の意図に反して、共同体主義的な含意を持つものであることを指摘している。「すなわちより暖かでより深い満足を与えてくれる共同体的生活への期待を、なぜそれが多様性や差異に対する関心を侵食してしまわないのかを十分に説明しないまま、暗黙のうちに拡大してしまっているのである」（ホワイト 一九九七：一三六）。それではホワイト自身は二つの倫理間の関係についていかに考えているのか。彼の回答は、「行為への責任感覚」と「他者への責任感覚」とを絶えざる緊張関係の下に置くというものである。彼はこうした観点と両立し得るポストモダン的倫理の可能性のついて論じている。彼によれば、ある種のポストモダン的倫理は、「無作法」な介入や「破壊」の側面を強調するばかりであり、そこでは「行為への責任」については全く考慮しないか留保するのみで十分な配慮がなされていない。ただしポストモダン的倫理の中には、こうした難点を乗り越え得る可能性を示すものも存在している。そうした要素としてホワイトは、（特に後期ハイデガーにおける）日常的な世界のみならずそれに介入する主体の

決断をも相対化しうるような態度に注目している。ただこうした態度は有意義ではあるが、依然として主観的な「思考」や「気分」の範囲にとどまっており、それが相互主観的世界とどのように関係するのかは明らかでない。そこでホワイトが注目するのがポストモダン的な観点を相互主観性の問題と関連付けて展開しているフェミニズムにおける他者への「配慮」の姿勢である。しかしながら、先に述べたようにこうした姿勢がベンハビブのように誤って定式化されると、パターナリズムか、あるいは他者への従属に陥る危険性が生じる。この難点を克服するものとしてホワイトは、この「配慮」の姿勢それ自身をも相対化しうるような態度をそれと結び付けて、より「軽い配慮」として位置づけることを最終的に提唱している。

こうしたポストモダン的倫理の再構成を通じてホワイトは、それを「他者への責任」と「行為への責任」との相互緊張関係を許容し得るような方向に展開しようと試みているのだが、彼の議論には、こうした「相互緊張関係」がより具体的にどのような形態をとるのかは必ずしも明らかにされていないという難点があるように思われる。しかしより重要な問題であるのは、彼自身も認めているように、「行為への責任と行為-調整的な言語観が穏便な形でとはいえ、常にある程度他者への責任と世界-開示的な言語観より優先されてい」ることである(同：一九一)。確かにホワイトの議論においては、不正義を正義の派生物として捉えるのではなく、逆に不正義の観点から正義の問題にアプローチすることが必要であるといった主張や、国家が他者性を積極的に育成すべきであるといった主張のように、「他者への責任」の観点からの大胆な提案も見られる。しかしながら彼の議論において「行為への責任」が優先されていることは、「他者性の制約」がハーバーマスのコミュニケーション倫理によって規律されるべきだと彼が考えていることに示されている。確かにここではコミュニケーション倫理が、基礎付けられたものではなく、複数のメタ物語の一つとしてプラグマティックに解釈されるべきことが述べられているが、このように再解釈された場合であっても、ホワイトの議論においては二つの倫理のうち一方が他方に対して最終的に優先されていることにかわりはなく、しかも、その説得的な理由は必ずしも示されていないように思われるのである。(6)

これに対して斎藤純一は、ハーバーマスの合理的公共性とアレントの美的公共性(アレントとフーコーの親和性につい

ても示唆されている)との対比という文脈においてではあるが、二つの倫理の関係をより対等なものとして論じている。斎藤によれば、ハーバーマスの普遍主義的な公共性は、アレントの公共性によって補完されなければならない。まず、善の問題よりも正義の問題を優先させるハーバーマスの公共性のみでは、アレントのいう「世界疎外」を克服することはできず、自らの存立基盤を維持することができない。したがって、ハーバーマスの公共性は、価値判断の問題を機軸とするアレントの公共性によって支えられる必要がある(斎藤 一九八七:二七〇-二)。また、ハーバーマスの合理主義的な公共性は、公共的空間から権力の非対称性や価値対立の契機を取り除く傾向がある。こうした点でも、ハーバーマスの公共性は合理性の基準そのものを問うアレントの公共性によって補完される必要がある(斎藤 二〇〇〇:二八-三六)。

このように斎藤は、ハーバーマスの公共性がいくつかの問題点を抱えていることをより重要視しているといえるが、斎藤の議論の特徴は、それにとどまらず、合理的公共性のみならず美的公共性もまた排除の構造を有していることを指摘し、公共圏と「親密圏」とを補完的なものと捉えていることである。親密圏は共通の問題への関心によって成立する公共圏とは異なって、具体的な他者の生/生命への関心によって成立する領域である。こうした親密圏は、特に生命のニーズ解釈を巡る対抗的公共圏を新たに形成する端緒となりえ、また人に一定の他者によって承認されているという感覚を与えることによって公共圏に参入するための「勇気」を与えることができるという点で公共圏の機能を補完することができる(同:九二-一〇〇)。

しかしながら斎藤の議論において必ずしも明らかでないのは、美的公共性の抱える難点を合理的公共性が補完する可能性についてである。この点に関連するのが、合理的公共性と美的公共性との関係が不明確なことである。斎藤によれば、前者は自己が他者と共有する世界に関わり、とりわけ規範の妥当性(正義)についての判断が取り交わされる、集合的な意思決定のための合意形成の空間である。これに対して後者は、生の共約不可能な位相に関わり、そこでは政治は、異なった価値や生の様式のディスプレイに関わる(同:一〇四-七)。しかしながらこうした区別は、これら二つの公共性がより具体的にいかなる場面において必要となるかについて語ってはいないように思われる。斎藤は前者の領域として

国家の意思決定に関わる領域を想定しているようにも思われるが(同：七二)、その理由は必ずしも明確に述べられていない。また彼の区別によれば、規範は合理的な合意によって正当化されるとされているが、美的に正当化される規範というものも考えられないわけではないだろう。

以上のような議論に対して、本稿では二つの倫理を別個のものとして区別した上で、いずれか一方を優先することなく、かつ美的・ポストモダン的倫理の抱える難点にも配慮した上で、二つの倫理間の関係を捉え直すことのできる方途について検討することにしたい。すなわち本稿では、そうした方途として、ハーバーマスの討議原理を国家ないし政治システムの決定を律する公共性の領域において特に適用されるべき原理として位置づける可能性について検討することにしたい。この点で手がかりとなるのは、ハーバーマス自身の議論において、国家・政治システムに対する公共性の領域が合理的討議の行われるべき重要な領域として位置づけられてきたことである。次節では、まずこの点を確認した上で、ハーバーマスの議論をそうした側面を中心にして再構成する可能性について検討することにしたい。

第二節　ハーバーマスにおける討議原理と国家・政治システム

ハーバーマスの議論は複雑多岐にわたっており、どういった主題がその中心にあるのかは容易には定めがたい。しかしながら、その中でも議論の比較的中心をなすと思われる主題についてはいくつか指摘することができる。それらは、たとえば「合理性」、「近代」、「公共性」といった事柄である。ここではこれらのうち「公共性」について、特に国家ないし政治システムに対する公共性について注目し、その側面を中心にハーバーマスの議論、特に討議原理の理論を再解釈する可能性について検討することにしたい。[7] もちろん、いうまでもなく、ハーバーマスの討議原理は国家・政治システムを規律する公共性の領域のみをその対象領域として定式化されているわけではない。[8] しかしながら、『公共性の構造転換』以来、ハーバーマスの議論の中心として国家・政治システムに対する公共性の確立という主題が繰り返し登場してきており、この問題がハーバーマスが討議原理を採用するにあたっての非常に重要な背景となっているということは指摘す

ることができるであろう。ここでの議論は、ハーバーマスの議論の中のそうした側面に特に注目することによって、ハーバーマスの議論を再構成する可能性について検討しようとするものである。以下では、(一)まず現在のハーバーマスの議論、特に討議原理に関する議論の基礎となっている『コミュニケイション的行為の理論』以後の理論展開について確認した後、(二)それ以前の著作にもさかのぼる形で、ハーバーマスの議論の中で国家・政治システムに対する公共性という問題がいかに扱われてきたかを検討しながら、それがハーバーマスの議論の少なくとも一つの中心的な主題であることを確認することにしたい。以上の検討を踏まえて最後に、(三)討議原理を国家・政治システムに対する公共性の原理として理解する可能性とそのハーバーマスの理論全体に対する含意、およびその問題点について検討することにしたい。

(一) ハーバーマスにおける討議原理

ハーバーマスの討議原理は討議倫理学をその背景としており、討議倫理学はコミュニケーション的行為の理論をその背景としている。ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論の構想は、すでに一九七〇年代のはじめから登場しているが、それが最も体系的に展開されたのは一九八一年の『コミュニケイション的行為の理論』においてである。以下では、この著作以後のハーバーマスの理論展開について、討議原理の位置づけという本稿の関心にかかわる部分を中心にして簡単に確認することにしたい。

『コミュニケイション的行為の理論』においてハーバーマスは人間の行為を道具的行為、戦略的行為、コミュニケーション的行為に区分し、了解を志向するコミュニケーション的行為を言語の構造に即したものとして捉えることを試みている。ハーバーマスによれば、了解は人間の言語に目的因として内在している。確かに言語は成果志向的に用いられることもありうるが、しかしハーバーマスによれば、成果を志向した言語使用よりも了解を志向した言語使用の方が言語使用としては本源的である。彼はそのことを、発語媒介的行為が発語内的行為の成立を前提としており、それに対し

て寄生的関係にあると指摘することで説明している。ただし発語内的行為の中でも、成果を志向する命令はコミュニケーション的行為には含まれない。命令において掲げられる権力要求の承認のための理由は発話行為と外的に結びつくものに過ぎない、サンクションを発動する潜在的可能性のうちにしか存しえないからである。ハーバーマスによれば、コミュニケーション的行為にとって構成的なのは、批判可能な妥当要求を話し手が結び付けている発話行為だけである（TkH I：385-97 訳中二二-三四）。

ハーバーマスによれば、コミュニケーション的行為を構成する全ての発話行為には、真理性、正当性、誠実性の三つの妥当要求が含まれており、これらの妥当要求の類型によって、事実確認的、規制的、表自的という発話行為の三つの純粋類型を得ることができる。これらによって話者はそれぞれ客観的、社会的、主観的世界に関わる。これらの類型にしたがって、会話、規範的行為、演劇的行為という言語に媒介された行為の分類が得られるが、それぞれの発話行為においてそれぞれの妥当要求につき素朴に前提されていた同意が疑問視される場合にはそれぞれ理論的討議、実践的討議、治療的批判・美的批評へと移行することになる（TkH I：397-452 訳中三四-八四）。

こうしたコミュニケーション的行為についての分析を踏まえて、一九八三年の『道徳意識とコミュニケーション行為』においては、規範の妥当性が実践的討議において確証されることを示す原理として、ディスクルス倫理学の原則（D）が構想されている。ディスクルス倫理学の原則とは、「全ての関与者が、実践的ディスクルスの参加者として同意を与えた（与えるであろう）規範のみが妥当を請求しうる」というものである。規範の根拠づけは、実践的討議における論議の規則としての普遍化原則（U）によって可能となる。普遍化原則とは、すべての妥当な規範は、「それにすべての人がしたがった場合に、全ての個人一人一人の利害関心にとって生ずる（と予期し得る）結果や随伴結果を、すべての関与者が受け入れること（それを他の可能な規制の仕方から生ずる効果よりも望ましいものとする）」という条件を満たすものでなければならないというものである。[9] これは論議の前提、すなわち、言語-行為能力のある全ての主体が討議に参加してよく、どんな主張をも問題化し討議に持ち込んでもよく、自分の立場・希望・欲求を表明してよく、討議内外の強制によってこれらの権利の行使を妨げられないという前提から導き出されるものである（MkH：75-103 訳一〇八-四九）。[10]

一九九二年の『事実性と妥当性』においては、ディスクルス倫理学の原則(D)にかわって、討議原理(D)が採用されている。討議原理とは、「全てのありうべき関与者が合理的討議への参加者として合意し得るであろう行為規範こそは、妥当である」というものである。ディスクルス倫理学の原則における「実践的ディスクルス」という語がここで「合理的討議」という語に置き換えられているのは、前に述べたように、討議原理が道徳規範と法規範との両方の正当化を対象としており、後者の根拠づけのための討議においては普遍化原則に則る道徳的討議のみならず、プラグマティックな討議、倫理的-政治的討議、妥協のための交渉もまた行われるからである。

討議原理は、道徳原理(普遍化原則)と民主主義原理に枝分かれする。民主主義原理は道徳原理と異なって討議の論証規則ではない。それが述べるのは、政治的な意見形成・意思形成はいかにして制度化されるのか、ということである。その答えは、「権利の体系」によって、というものである。権利の体系は主観的権利によって構成される。法形式は主観的権利に基づいていなければならないからである。このことは、法がポスト慣習的道徳における認知的不確実性、動機の不確実性、組織構成的要求に応答する能力の不十分性を補完する必要から生じたものであることによっている。権利の体系は、法形式への討議原理の適用を通じて、主に①最大限の主観的行為自由への権利、②法仲間の自由意思による連帯的結合における構成員の資格、③権利の提訴可能性ならびに個人的権利保護、を政治的自律に基づいて具体化することから生ずる基本権、および④市民が政治的自律を行使し正統な法を制定するための意見意思形成過程に参加する平等な機会を保障する基本権、によって構成される。これらの基本権からなる権利の体系が生み出されることによって、討議による政治的な意見・意思形成は制度化されることができる(FuG：135-65 訳上一三二-六二)。

(二) ハーバーマスにおける国家・政治システムと公共性

以上簡単にハーバーマス自身の議論における討議原理の位置づけについてみてきた。本項では次に、ハーバーマス自身の議論において国家・政治システムに対する公共性の問題がいかに扱われてきたかという点を確認しておくことにし

たい。前節で述べたように、討議原理自体は特に国家・政治システムを規律する公共性の原理として定式化されているわけではない。しかしここで重要なのは、国家・政治システムを規律する公共性という領域が合理的討議の行われるべき重要な領域として位置づけられてきたということである。以下ではこの点について、理論構成上の重要な変化にも留意しながら確認してゆきたい。

一九六二年の『公共性の構造転換』は、ハーバーマスの公共性論の出発点となるものである。この著作ではハーバーマスは、公共性についての一般的な検討ではなく、「市民的公共性」という公共性の一類型の成立と衰退についての分析を行っている。ハーバーマスによれば、「市民的公共性」は近代ヨーロッパにおいて近代国家と市民社会が成立したことに伴って徐々に成立してきたものである。市民的公共性は、公衆として集合した私人たちの生活圏として、公権力(国家)とは区別された私的領域において成立し、「公論」の形成を通じて社会的交渉の一般的規則について公権力と折衝することをその目的とする。公衆は自らは支配せず、支配権を「理性」の尺度と「法律」の形式に従わせる。この原理は特に「公開性」と呼ばれる(SO:38-9, 64 訳四六-七、七三)。

ハーバーマスによれば、市民的公共性は今日では衰退している。まず社会的な相について言えば、市民的公共性の成立の前提条件であった公的領域と私的領域との区別が福祉国家化に伴って曖昧となり、公共性の国家に対する監査機能が失われ、また家族の領域における親密圏においても、公共性にフマニテートの理念を供給するという機能が失われる。また政治的な相についていえば、福祉国家化に伴って私的利害が集団的な形態をとるようになると、多くの政治的決定は妥協の形態をとらざるを得なくなり、公共性のリベラルな建前にしたがっている議会の外に、すなわち国家、民間団体、政党などの間の交渉過程に移されることになる。しかしこうした交渉過程は、公論によって正統化されるわけではなく、むしろ逆にそれぞれの団体、政党、国家機関が交渉過程での有利な地位を獲得することを通じて上から正統化されることになる。ハーバーマスによれば、今日では、国家、正統、団体などの制度によって公認された公式的意見の体系と、非反省的な意見、先入見や文化産業的通念からなる非公式的な意見の体系との二つの領域をマスメディアによる操作的・示威的公共性と批判的公共性とのどちらが媒介するのかが公共性に関する中心的な問題である。後者の批判的

公共性に関するハーバーマスのモデルは、政党、団体、マスメディアなどを内部的に民主化し、またそれらの活動を公開することによって、それらの活動と公衆全体の公共性との結びつきを回復させるというものである。

『公共性の構造転換』における以上のような議論について、本稿の関心に照らして重要なのは、ハーバーマスが市民的公共性の機能として、「支配権の理性化」としての公開性の原理の貫徹を重要視しているということである。すなわち第一に、「公論」が「理性」を尺度とするということであり、第二に、「理性化」の対象が「支配権」であるということである。ハーバーマスが「支配権」という語によって何をさしているのかは必ずしも明らかではないが、市民的公共性の文脈においては「支配権」とは国家をさしていることは明らかである。確かに、今日では国家以外の、政党、団体、マスメディアなどにも公開性の原理を及ぼさなければならないとされているが、それはこれらの団体が国家における公式の決定を事実上代替しているからであり、ハーバーマスは市民的公共性の衰退した今日においても理性的討論の行われるべき領域として国家を規律する公共性の領域を重要視しているということができるだろう。

一九七三年の『後期資本主義における正統化の諸問題』では、後期資本主義社会における危機的傾向の分析がなされている。[11] この著作でハーバーマスは、社会をシステム統合と社会統合との二つの観点から捉える方法を採用している（LiS：13-5 訳七-八）。後期資本主義社会では、自由主義的資本主義社会において経済システムの中で対処されていた経済危機が政治システムの中へ移動する。すると政治システムにおいて、出力の面で合理性の危機が、入力の面で正統化の危機が発生するようになる。

しかしながらハーバーマスが強調するのは、後期資本主義社会における危機をシステム統合の見地からのみ捉えることはできないということである。なぜならば、正統化の危機は制御問題としてのみ捉えることは不可能だからである。すなわち、まず、政治システムは正当化を調達するため文化的伝統に介入することによって「意味」を創出することを試みるのだが、そもそも行政的手段によって「意味」を創出することはできないという問題がある。さらに、行政的手段による介入がなされればなされるほど、それまで自明の前提であった事柄を政治化することになり、結果として政治システムによる操作はますます困難となる。こうした正統化の危機は、社会文化システムにおける動機づけの危機とも関連

している。脱政治化された公共性を支える私生活志向の文化を支えてきた伝統主義やブルジョア・イデオロギーは今日衰退に向かっているからである。その代わりに見られるのは、科学主義、アウラ以後の芸術、普遍主義道徳（とりわけコミュニケーション的倫理）の発展へと向かう不可逆的な傾向である。ハーバーマスによれば、後期資本主義における正統化の問題の焦点は、結局のところ、「合法的支配」の正当化のための動機づけが、システム理論的な見地に基づいて専ら心理的な問題として捉えられるか、それとも合理的に根拠づけられるものとして捉えられるか、という問題である。その際、後者の合理的な根拠づけの可能性を与えるものとしてハーバーマスが依拠しているのが、既に一九七〇年代のはじめから取り入れられていた「普遍的語用論」の見地である（Lis：125, 152 訳一四二、一七八）。

さて上述のような『後期資本主義における正統化の諸問題』の議論については、本稿の立場から見て以下の三つの点が重要である。第一は、表題にも見られるとおり、ハーバーマスが先進資本主義社会の抱える問題点を政治システムの正統化の場面に見定め、その解決策として合理的な討議による正統化の方向が示唆されていることである。第二は、批判の根拠として普遍的語用論に基づくコミュニケーション的行為の理論が用いられるようになったことである。第三は、システム論の視座が用いられ、国家が政治システムとして、生活世界における社会統合とは異なったシステム統合の見地からも捉えられ得るとされるようになったことである。特にこの転換によって、アレントの政治観・権力観に対する批判も展開されることになる。ハーバーマスは一九七六年に書かれたハンナ・アレント論の中で、諸個人の相互会話と共同行為に基づくコミュニケーション的権力の概念が、正統な政治権力の創出の側面を適切に捉えているとして評価しながらも、政治的権力をもっぱらコミュニケーション的権力として捉えると以下のような問題点が生ずるとしてアレントを批判している（PpP：238-48 訳上三三八-五一；FuG：182-7 訳上一七九-八三）。すなわちアレントは第一に、全ての戦略的要素、すなわち政治権力の獲得や維持の要素を政治から消し去る。第二に、政治が行政組織を介して深く組み込まれている経済的・社会的な環境の関連から政治を引き離し、正当な権力の行使の側面を適切に捉えられなくなる。第三に、構造的な強制力の側面、すなわちイデオロギーの形成作用による不当な政治権力の発生の側面を適切に捉えることができない。

さて『後期資本主義における正統化の諸問題』において展開されたこうした基本的な枠組みは、『コミュニケイション的行為の理論』において引き継がれ、発展させられた。まず第一に、普遍的（形式的）語用論に基づくコミュニケーション的行為の理論が体系的に展開された。この点は第一項において、それが討議倫理や討議原理の基礎をなしていることとともに確認した。しかし同時に、社会を社会統合とシステム統合との両面から見る視点からの分析が体系的に展開され、こうした分析から、同書の中心的なテーゼである「システムによる生活世界の植民地化」、すなわち経済と国家というサブシステムが生活世界の記号的再生産に介入する傾向が析出された。

こうした生活世界とシステムとの関係という点に関して本稿の関心に照らして重要なのは、同書の中で両者の関係を決定するものとして実定法の役割が重要視されていることである。[12] ハーバーマスによれば、生活世界とシステムとは近代社会において初めて分離するが、その際、後者は実定法の形態で成立する。これはシステム統合の機制が生活世界に係留されている必要があることによる。これを可能にするのが、脱制度化し内面化した道徳と生活世界の側において互いに分離してきた、戦略的行為の体系としての形式法、脱道徳化された強制法である。しかしこうした制御媒体を構成する法は、生活世界と結びついていることから、ポスト慣習的な道徳の観点に立って正統化される必要が生ずる。こうした正統化の必要を法の形式で表現したのが基本権と主権在民の原理である（TkH II：257-75 訳下九一-一〇八）。

しかしこの段階においては、市民社会における実質的不平等の問題はまだ克服されておらず、次の段階として社会国家が制度化される。しかしながらハーバーマスによれば、生活世界の植民地化が特に問題となるのはこの段階においてである。そして本稿の関心にとって重要なのは、こうした傾向に対する対抗原理としてハーバーマスが国家に対する公共性の役割を重視していることである。ハーバーマスによれば、社会国家は現在のところ、国家の介入によって被雇用者としての不満を消費者としての満足で、公民としての不満をクライアントとしての満足で補填することによって成り立っている。しかしながら、植民地化の問題が先鋭化してくるのはこのクライアントとしての役割においてである。すなわち、社会法や教育法、家族法の場合におけるように、本来コミュニケーション的な行為調整の行われるべき領域が貨幣化・官僚制化する傾向が生じてきている点においてである。こうした傾向は生活世界の記号的再生産の機能不全を

引き起こし、疎外やアイデンティティの不安定化といった病理現象を生じさせる。こうした傾向に対してハーバーマスは、社会国家的な法制化そのものを放棄するのではなく、生活世界における了解志向的な行為の構造に基づく対立調整の手続きを整備することが必要だとしている。すなわち、制御媒体の組織化の手段として働く「媒体としての法」を生活世界の正統な秩序を反映する「制度としての法」によって包囲すること、[13] クライアントとしての役割にとどまるのではなく、公民としての役割をより重視することである（TkH II：528-47 訳下三六四-八一）。ハーバーマスはこれとは別に、植民地化への抵抗の手段としてインフォーマルな「反制度」の構築の試みに対しても一定の評価を下しているが、上に述べたような法に関する議論はハーバーマスが国家を規律する公共性の確立によって生活世界におけるコミュニケーション的行為の構造を擁護することを重要な課題とみなしていることを示すものであるということができよう。[14]

こうした正統な法の産出の問題は、『事実性と妥当性』での議論において引き継がれ、全面的に展開されている。先に述べたように、そこでは討議原理と法の形式との結合に由来する「権利の体系」の形をとる民主主義原理が正統な法の産出にとって不可欠であることが示された。

しかしこうした法の産出は、国家権力の正統化の問題を引き起こす。法は権利の貫徹のために制裁・組織・執行権力を前提しているからである。それゆえ法は権力コードを構築し、それによって制御される行政システムの存在を前提する。ただし国家権力は法によって前提されるのであり、正統な法は民主主義原理によって産出されるのであるから、正統な国家権力の行使はこうして制定された正統な法に基づいていなければならない。ここから、行政システムをコミュニケーション的権力によって拘束するという法治国家の理念が導かれ、またこうした理念にしたがって、国民主権、独立した司法による包括的な個人の権利保護、行政の制定法適合性、国家と社会の分離、といった法治国家の諸原理が導かれる。こうしたモデルは、適切な手続きの制度化による、集合的に拘束する決定のために特殊化された政治システムの創設と、公共圏のコミュニケーション的構造による政治システムの合理化という二つの要素に依存している（FuG：187-237 訳上一八四-二二七）。

こうした議論から、討議原理に基づく法的・政治的組織化の成否が国家・政治システムを規律する公共性の領域にお

けるコミュニケーションに依存していることがわかるが、『事実性と妥当性』での議論のもう一つの特徴は、そうした公共圏でのコミュニケーションにおいて、市民社会の広範な領域、特にその周辺部の役割が重視されていることである。[15] これは、先に示したような法治国家の自己理解と、政治的過程の社会的事実性との間に緊張関係が存在することによる。すなわち、基本権や法治国家の諸制度が整備された後においても、認知的処理能力の限界、公衆内部の資源の不平等、了解志向を妨げる態度や動機といった要因によって、行政権力と組織利害の社会的権力とが結びついて政治システムとその周囲に民主的過程から独立した非正統的な権力循環が形成されることによる。こうした傾向にもかかわらず法治国家の理念が現実化されるための条件は、ハーバーマスによれば、公共圏の内部で市民社会の行為者が影響力を発揮し得ることである。公共圏はコミュニケーションのためのネットワークであり、多元的で相互浸透的であり、決定の負担を免れているという特徴を持つ。市民社会の制度的核心をなすのは「非国家的・非経済的な共同決定および連帯的結合」であり、具体的には私的生活領域の問題を公共圏へ流し込む自発的団体・組織・運動である。公共圏には市民社会の行為者以外に、既成組織の利害の代表者が存在しており、通常の場合は後者の方が主導権を有しているが、市民社会の行為者が社会運動を形成して私的領域に存在する問題を新たに公共的に議題化し、そうした主題がマスメディアを通じて政治システムへと入り込むことができるその程度に応じて、法治国家の理念は現実化することができる(FuG：435-67 訳下八九-一一九)。

(三) 討議原理と国家・政治システム

さて以上簡単にハーバーマスの代表的な社会理論的な著作を振り返ることを通じて、ハーバーマスの議論において国家・政治システムを規律する公共性の問題がいかに扱われてきたかを見てきた。以上の検討から明らかなように、ハーバーマスの議論においては『公共性の構造転換』から『事実性と妥当性』に至るまでほぼ一貫して合理的討議の行われるべき領域として国家・政治システムを規律する公共性の領域が重要視されてきたといえる。このことは、この二つの

著作の間に位置する、そうした問題が必ずしも中心的な主題となっていないような著作においても同様である。

しかしながらここで同時に、ハーバーマスの理論的な枠組みが大きく変化してきたことにも注目しなければならない。本稿での議論にとって最も重要な変化は、第一に、コミュニケーション的行為の理論が導入され、合理的な討議の行われるべき領域が国家・政治システムに対する公共性の領域以外の生活世界全体にはっきりと拡大させられたことであり、第二に国家が政治システムとして生活世界から自立化させられたことである。このうち前者は、第一項で述べたように、ハーバーマスが討議原理を導くにあたっての基礎をなすものである。しかし本稿の初めに述べたように、あらゆる規範的な行為調整が最終的に討議原理によって規律されるとする考えは、ポストモダン倫理学などからの挑戦を受け維持することが難しくなっている。しかし第二項で見たように、ハーバーマスの議論の中には、討議原理の最も重要な適用領域は国家・政治システムを規律する公共性の領域だとみなし得るような側面も確かに含まれているのである。

これらの点を考慮すると、ハーバーマスの討議原理は国家・政治システムを規律する公共性の原理として再解釈されることが必要でありまた可能であるかもしれない。しかしその際問題となるのは、なぜそうした領域においては複数の行為調整様式の中から討議原理が採用されなければならないのか、ということである。ここで注目に値するのが、ハーバーマスにおけるもう一つの重要な理論的変化、すなわち、国家が政治・行政システムとして生活世界から自立化させられたことである。すなわち、そうした領域は規範的コントロールの及ばない、物理的強制力を背景とした権力媒体（TkH II：400-1 訳下二三四-五）によっても規制される領域として捉えられるようになったことである。こうした国家・政治システムの組織的な物理的強制力の介在という社会関係としての特殊性と、その生活世界からの独立性は、その決定における公正性を確保する、あるいは極端な不公正性・恣意性を回避するという観点から、美的な正統化よりも合理的な正統化が優先される必要性を生じさせるものであると考えることができるのである。

この点を考慮に入れると、ハーバーマスの議論は以下のように再構成することが可能となる。すなわち、討議原理は、生活世界から自立化した国家・政治システムの存立が認められた場合において、その決定に関与すると認められる領域において特に採用されるべきである、とすることである。[16] こうした再定式化が認められるならば、『道徳意識とコミュニ

ケーション行為』で定式化された実践的討議の論証規則としての普遍化原則や、『事実性と妥当性』において定式化された民主主義原理もまたこうして再定式化された討議原理から派生することになる。また、『事実性と妥当性』などで展開された市民社会についての議論もまた再解釈される必要がある。すなわち、ハーバーマスの議論においては市民社会の広範な領域においてコミュニケーション的行為ないし合理的な討議が行われることが期待されていたが、ここでの観点からするならばそうした形態に限定する必要は必ずしもないかもしれない。もちろん、国家・政治システムにおける決定が合理的に規律されなければならない以上、市民社会において合理的な討議がなされ、そうした過程が国家・政治システムの決定に影響を与えてゆくことは必要なことである。しかしながら、ここでの観点からするならば、市民社会の領域の中で国家の政治的決定に関与する領域とそうでない領域とを区別することが必要である。ハーバーマスが政治的公共圏に期待している多様な争点の発見という機能を十分に発揮させるという観点からも、後者の領域において必ずしも合理的な形態をとらない行為調整が行われることは必要なことであろう。こうした、コミュニケーション的行為以外の行為調整様式を想定するという観点からするならば、さらに、合理的な討議の概念と不可分に結びついているハーバーマスの相互行為論そのものを見直すことも必要になると思われる。(17)

さて以上ハーバーマスの議論の再構成の可能性について述べてきたが、こうした再構成は、国家・政治システムに対する公共性以外の領域において合理的な討議による行為調整が全く必要でないということを意味するものではない。そうではなく、規範の妥当性が特に合理的な討議によって正当化される必要のある領域の範囲を特定しようとするものである。しかしこの点とは別に、以上のような再解釈には次のような問題点が残る。すなわち、生活世界から自立化した国家・政治システムがそもそも存在するのか、あるいは存在すべきか、またはそれはどこに存在するのか、といったそれ自体政治的に争われうる事柄を判断するための別の倫理的審級が必要となるという点である。討議原理はそうした判断によって初めて適用されたりされなかったりするのであるから、そこでの判断は必ずしも討議原理によって規律されるわけではない。この点で討議原理の適用はそうした判断の審級に依存しているということができる。

しかしながらそうした審級において生活世界から自立化した国家・政治システムの存立が認められるならば、その決

定に関わる領域においては討議原理が適用される必要が生じる。このように討議原理を位置づけ直すことによって、第一節で検討した二つの倫理間の関係も改めて捉え直すことができるようになる。討議原理を特に必要とさせるのは、先に述べたように、国家・政治システムの、組織的物理的強制力の介在という社会関係としての特殊性とその生活世界からの独立性から生じる、その決定における公正性の確保・不公正性の除去の必要である。次節では特にこの討議原理を必要とさせる条件について、討議原理を一定の領域に限定して採用しようとする他の議論も参照しながら改めて検討することにしたい。

第三節　討議原理の適用領域

（一）　討議原理と法

ハーバーマスの議論の中でも、討議原理の適用される領域として道徳と法とが区別されており、それぞれに対応して道徳原理と民主主義原理という、討議原理の特殊化された形態が慎重に区別されていた。しかしながらいずれにしても、討議原理が規範的問題一般を律する原理として採用されていることにかわりはない。これに対して、討議原理そのものの適用領域を限定しようという議論が存在する。すなわち、それを法の領域に限定しようとする議論である。法の領域は、本稿が討議原理の適用領域として想定する国家・政治システムに関わる領域とも一部重なっており、またこの議論が討議原理以外の規範的な行為調整様式を担保しようとしている点も本稿の関心と一致する。以下ではこれらの議論について検討するが、しかしながら結論を先取りして言えば、この議論は討議原理の適用範囲を適切に限定することに必ずしも成功していない。

アグネス・ヘラーは、社会的・政治的ルールについては討議によって合理的に根拠付けられなければなれないが、道徳規範については必ずしもその必要はないと論じる。ヘラーはまず、我々が多元的な道徳的世界に生きているというこ

とから出発する。すなわち、普遍的に妥当すると認められ得る道徳規範はほんの少数であるということである。したがって、そうした規範を合理的に根拠付けることや、ある道徳規範が普遍的に妥当する規範に矛盾しているかどうかを合理的にチェックすることはできるが、大部分の規範については、その受容を合理的に根拠付けることはできないとされる。したがって、我々が社会的・政治的ルールを正当化する際には同時に我々がそれを拘束的であると認めることが含意されているのに対して、道徳規範の場合には必ずしもそうではない。したがって、ヘラーによれば、道徳規範は討議によって合理的に根拠付ける必要はなく、各人の選択に委ねられる。もちろん、選択された規範が普遍的に妥当する規範や他の規範と矛盾していないかどうかを合理的討議によって確かめることはできるが、そうした討議は規範の合理的な根拠付けとは異なるものであり、また、そうした討議をパスした規範については、各人は傾向性、必要、趣味、人格的構造、慣習などの論拠を用いて擁護することができる。この点で、道徳的討議に関しては、合理的討議ではなく多様な論拠が認められる倫理的討議が望ましいとされる（Heller 1994：277-8）。

アルブレヒト・ヴェルマーもまた、ハーバーマスの討議倫理は道徳の領域には相応しくなく、むしろ法の領域においてのみ相応しいものだと論じている。ヴェルマーは、ハーバーマスの討議倫理学がカントの定言命法を間主観的な方向に展開させようと試みていることを評価する。しかしながら彼によればその難点は、討議倫理が議論の規則として、また規範の根拠づけを目指すものとして構想されている点である。

まず討議倫理が議論の規則として構想されているという点についていえば、そもそも議論の規則は議論の開始や中止をつかさどるものではありえないのだから、議論の規則に道徳的内容を含ませることには問題がある。そうしたことは、真理の合意説が妥当なものとして認められる限りでのみ可能なことであるが、この真理の合意説そのものもまた問題を含んでいる。真理の合意説とは、理想的発話状況における合理的合意を真理とみなす立場であるが、ヴェルマーによれば、そのような同一視は成り立たない。理想的発話状況下の合意が真理であるとみなされ得るためには、そうした合意を支えている合理性の基準そのものが問われなければならないが、それは合理的討議によっては確かめることができないからである。この難点を解消するためにハーバーマスは、一切の反論を免れた「無限の合理的合意」の観念を真理の

基準として導入する。しかしながら、理想的発話状況下であれ具体的な合意が一切の反論を免れるということはありえないから、「無限の合理的合意」を議論の形式的な基準から導くことはできない。したがって、アーペルの「理想的コミュニケーション共同体」の構想のように、議論の前提と規制的理念としての絶対的真理の観念とを結びつける議論も問題を含んでいる。確かに、合理的議論にはそうした理念が埋め込まれているが、そうした理念と合理的議論の形式とを不可分のものとして強く結び付けてしまうと、合理的議論の持っている歴史性を捨象し、合理性の基準そのものの問い直しの可能性を看過してしまうことになる。

ヴェルマーはこのように、真理の合意説を相対化し、代わりにより可謬主義的な立場を採用すべきであるとするのだが、この真理の合意説はまた、ハーバーマスが道徳的討議を法的討議のモデルにしたがって、普遍的に妥当する規範の根拠づけという形で理解する背景ともなっているものである。しかしヴェルマーによれば、そもそも道徳的討議においては、具体的な状況下においていかなる行為をなすことが正しいかということが問われるため、その答えを規範の正当化という形で導くことはできない。そうした具体的状況下における行為を導く規範を正当化しようとすれば、「このような状況下においては……」という形をとらざるを得ないが、そうした規範はハーバーマスのいう普遍化原則に則って正当化されることは期待できないものである。むしろ道徳規範は、具体的状況においてどのような規範が適用されるのがふさわしいかを問うことによって間接的に正当化されることになる。したがって道徳的討議においては、規範の根拠づけではなく、道徳的観点に照らした、状況の正しい理解が問題となる。したがってここでは規範の根拠づけにおけるように規範的正当性だけが問題となるのではなく、経験的真理性も問題となり、また状況理解には美的な価値判断の側面も含まれるから、誠実性も問題となる。したがって道徳的討議においては、ハーバーマスの想定するような一つの妥当局面に特化した討議のための能力ではなく、さまざまな合理性を相関させる判断力が必要とされることになる(Wellmer 1991：225-6)。

しかしながらヴェルマーは、法的討議においては、ハーバーマスの討議原理の構想が適用されることが相応しいと述べている。ヴェルマーはこの点を道徳的規範と法的規範との相違に関連させて述べる。すなわち、法規範は第一に制定

され改廃される、第二に実践や制度、組織を体系的に構成する、第三に外的なサンクションを指定する、という特徴がある。したがって法的討議は本質的に規範に直接に関わるものである。ポスト慣習的段階においては法規範は道徳と再び結びつけられなければならず、これを実現するのが民主主義的な正統性の原理である。結局、ハーバーマスの討議倫理はこの法的討議という領域においては適切であるが、ハーバーマスはこれを道徳の領域に不当に拡張しているというのがヴェルマーの見解である（ibid：188-95）。

さてこれとは別の、承認論の観点から討議原理の適用領域を法の領域に限定しようとする議論としてアクセル・ホネットの議論がある。ホネットはハーバーマスの議論について、それがコミュニケーションを中心とした社会理論を構想するものである点を高く評価する。しかしながらホネットによれば、ハーバーマスの議論には以下のような難点があるとされる。「ハーバーマスは、テクノクラシー・テーゼの基本的確信に固執しているために、物質的再生産の領域を規範から自由な純粋に技術的に組織された行為領域として把握しようとし、それゆえまた、コミュニケーション理論を基礎としていながら、その規定が物質的再生産の領域には及ばないものとしている。……彼はとりわけ、そのコミュニケーション理論的なアプローチが開示していたはずの理論的可能性を開化させていないのである。すなわち、社会秩序は、文化的に統合された集団が制度に媒介されて取り結ぶコミュニケーション的関連、しかも社会的な権限が非対称的に配分されている限りで、社会的闘争というメディアを通じて行われるコミュニケーション的関連である、と理解する潜在的可能性がそれである」（ホネット　一九九二：三八二-三）。

こうした難点を克服するものとしてホネットは、承認をめぐる闘争を中心とした社会理論を構築するのであるが、その際ホネットは愛、法、連帯の三つの承認形式を区別し、それぞれに対して、自己信頼、自己尊重、自己評価という三つの自己実現の形態を対応させている。愛は、基本的な欲求や常道の承認に関わるが、原初的な関係の範囲内にとどまる。これに対して法と連帯は公共の関心事となり、社会的コンフリクトに対して開かれ、したがってその具体的なあり方は歴史的に可変的である。また両者とも近代への移行、すなわち伝統的な役割・身分体系からの解放を背景として成立した形式である。法的承認形態においては、一般的な権利という形式において、主体の道徳的な責任能力の承認が問

題となる。道徳的な主体に対してどのような権利を付与すべきかは、合理的な合意という正当化の形態によって確定される(ホネット二〇〇三：一五三)。ここでホネットはハーバーマスの討議倫理を法的承認形式に対応するものとして捉えているといえる。第三の承認形式である連帯においては、主体の特殊な能力や特質の承認が問題となる。ここでは普遍主義的な討議倫理ではなく、差異により配慮した倫理が求められるが、ホネットはそうした倫理としてポストモダニズムの倫理にも注目している。その際ホネットは、リオタールの、特定の言語ゲームの優位に対する批判や、ホワイトの他者性への責任の議論はハーバーマスの討議倫理を補完するものとしてのみ適切に理解できるとする一方で、デリダの議論において展開されているような、特殊・具体的な人格への配慮の原理と、討議倫理における平等な取り扱いとしての正義の原理とが解消不能だが生産的な緊張関係に立つとする構想を、討議倫理を有意義に乗り越えるものとして評価している(Honneth 1995)。

さて以上、ヘラー、ヴェルマー、およびホネットの、討議原理の適用領域を法の領域に限定することを試みる議論について概観してきた。これらの議論については、討議原理の適切な位置づけという本稿の課題に照らして以下のような問題点を指摘することができる。まず、ヘラーやヴェルマーの議論についていえば、それらがハーバーマスの討議倫理に対する批判になりえているかという点は措くとして[18]、たとえ討議原理の適用がより相応しい領域とそうでない領域との区別を示すことに成功していても、それらは法の領域においてなぜ討議原理を採用しなければならないかということのより積極的な理由を必ずしも示しえていないように思われる。ホネットの場合はこの点に関しては承認形態の形式的なあり方として理論上前提されているように思われるが、このことは必ずしも自明のことではない。なぜならば、権利に基づく近代的な法であっても、美的な立法行為や法の適用行為というものも考えられないわけではないし、また場合によっては望ましいこともあり得るかもしれないからである。ホネットの想定する道徳的責任能力の承認というものが必ず普遍的な道徳原理を要請し、したがって討議原理を要請するものであったとしても、これとは別の、美的な正統化による法・権利に基づく承認形式というものも考え得るかもしれない。

法それ自体は必ずしも討議原理の適用を要請するものではなく、むしろ前に述べたように、それは国家・政治システ

ムの暴力によって必要になると考えるのがより適当であると思われる。そうした観点からここで問題となるのは、法の種類について物理的強制力を伴った法とそうでない法、生活世界から自立したシステムの権力媒体を背景とした法とそれを背景としない法との区別である。しかしヘラー、ヴェルマー、ホネットはいずれも、法における物理的強制力の介在については明示的にであれ暗黙にであれ前提しているようにも思われるが、いずれにしてもこの点が討議原理を法の領域に限定して用いることの少なくとも明示的な理由となっているわけではない。また、仮に法というものが本質的に討議原理を必要とするものだということが明らかにされたとしても、ヘラー、ヴェルマーやホネットの議論からは、国家権力の行使が討議原理によって規制されなければならないということが導かれるわけでは必ずしもない。国家権力の行使が必ず法に基づいていなければならないということが前提されていれば話は別であるが、そうしたことが特に理論的に前提されているというわけではないように思われる。[19]

(二) 討議原理と暴力

以上簡単にハーバーマスの議論を一定程度修正して討議原理の適用領域を法の領域に限定する議論について検討し、それらの議論が討議原理の適用範囲を指定するための論拠を必ずしも十分に提供していないのではないかという点を指摘してきた。これに対して、ハーバーマスが示した、国家・政治システムの生活世界からの自立性という観点は、そうした論拠を提供し得るものとして捉えることができる。

しかしながらハーバーマス自身の議論においてはこの点について必ずしも十分な考慮が払われているとはいえない。ハーバーマスの議論の中には、システム的権力の特性に即してアレントの公共性論における合理性の欠如を批判している個所がある。しかしその理由は、システム的権力に対して批判の基準を確保するためというものである(PpP：247 訳上 三四九)。確かに、システムのイデオロギー形成作用による歪曲を被っているコミュニケーションとそうでないコミュニケーションとを区別することはそれ自体として必要なことであろう。しかしながら、批判は美的判断によっても行わ

れ得るということを考えると、この議論は、なぜ美的批判ではなく合理的な批判でなければならないかということのより積極的な理由を十分に示しえていないように思われる。本稿での提案は、美的判断でなく合理的判断でなければならないことの理由があるとするならば、それは国家・政治システムの組織的な物理的強制力の介在としての特殊性、またその生活世界からの独立性に鑑みて、その決定における公正性を確保する、あるいは極端な不公正性ないし恣意性を除去するという必要のうちにあるというものである。もちろん、合理的な合意のうちにも不平等な権力関係が反映しているのであるが、ここでの観点は、美的判断よりも合理的判断の方が、少なくとも普遍化原則という形で判断の公正性を確保するための認識論的な手続きが担保されているという点で、比較的公正性の充足を期待できる、あるいは少なくとも極端に不公正または恣意的である危険が少ないというものである。[20]

こうした、特に合理的に正統化される必要のある暴力の特質は、それとは異なった暴力観をとるアレントの議論を参照することでより明確となるかもしれない。先にハーバーマスのアレント批判について触れたが、そこで述べられているように、アレントの議論においてはハーバーマスの言う意味での、生活世界から自立した組織的な物理的強制力の存在は考えられていない、あるいは否定されるべきものとして捉えられているといえる。確かに、アレントにおいても独自の仕方で生活世界から半ば自立した(組織的)物理的強制力の存在についても想定されているし、また否定的に捉えられているわけでもない。アレントは、他者と一致して行為する人間の能力に対応する権力と、手段-目的のカテゴリーによって規制され、道具を用いるという特徴を持つ暴力とを区別し、両者が結びついている場合には権力の方が常に優越するとする一方で、両者がそれぞれの純粋な状態で問題となるときには、暴力は権力を破壊することができると規定している(アレント 二〇〇〇：一三三-五)。生活世界をコミュニケーションによって行為調整が行われる、すなわち権力の生み出される地平と捉えるとするならば、[21] ここでアレントは生活世界から独立した物理的強制力の存在について語っているといえる。アレントはまた、そうした暴力を必ずしも否定されるべきものとして捉えているわけでもない。すなわち、アレントによれば権力も暴力も、人間の行為の能力、何か新しいことを始める能力によって保証された政治的領域に属するものであり、暴力は獣的でも非理性的でもなく、またある種の環境では正義の天秤を再び正しい状態にする

唯一の方法である(同：一五〇-一)。しかしながらアレントはまた、こうした暴力の限界についても指摘している。すなわち、暴力は目的に到達するというところまでは理性的であり、それが理性的たり得るのは短期的な目標を追求する場合だけである。そうした限界を踏み越えてしまうと、手段と目的とが転倒して暴力自体が目的となり、政治体全体に暴力の実践が持ち込まれ、人間の行為の能力を滅ぼしてしまうことになる(同：一六六-八)。

こうしたアレントの暴力論と、ハーバーマスの権力媒体と結びついた暴力についての議論との相違については、以下の点が重要であると思われる。まず、生活世界から独立した暴力についてアレントは、それが短期的な目標を追求する場合に限ってその存在を肯定的に承認しているのであり、そうした限界を超えたものについては否定的に捉えているといえる。これに対してハーバーマスにおける暴力は、いわば恒常的に存在するものである。また、アレントの暴力は権力から派生するものではないが、それが目的を達成して消滅した後は、その結果が権力によって事後的に承認されなければならず、この点で生活世界とのある程度のつながりを保っているといえる。これに対してハーバーマスにおける暴力は、制度として生活世界に係留される必要があるとはいえ、それ自体としては生活世界から全く自立したものである。最後に、アレントの暴力は、それが短期的な目標に関連している間は「理性的」である。これに対してハーバーマスにおける暴力は、生活世界の物質的再生産にとって重要な目的的活動の行為連関を行為者の行為志向や直観を超えて機能的に安定化させる権力媒体（TkH II：348-9 訳下一七八-九）の保証として捉えられるものである。アレントの議論においても物質的再生産の側面は「労働」という活動類型として取り上げられているが、それが暴力と直接に結びつくことはアレントにとって暴力の自己目的化につながるものとして否定的に捉えられることになろう。

以上のようなアレントとの比較から明らかとなるのは、ハーバーマスにおける権力媒体と結びついた暴力の特質が、生活世界の規範とのつながりを有した意識的コントロールを免れているという点にあることである。このことが意味するのは、前者においては暴力が権力を生み出す「対等者」の空間の枠内にあるのに対して、後者においてはその外側にも存在し得るということである。このうち前者の場合においては、暴力を含めたさまざまな行為を判断する審級としては、より大きな「自由」を現れさせることのできる美的判断が望ましいと論じることもできよう。しかし後者の場合において

は、これとは別の配慮が必要である。すなわち、倫理的責任の直接に及ばない領域を含む国家・政治システムは、判断の公正性を担保するための認識論的手続きを有した合理的正統化が優先される必要がある、すなわち、討議原理により規律される公共性によって規制される必要がある、と論じることができる。こうした暴力観の相違がアレントの美的公共性とハーバーマスの合理的公共性のモデルとを分かつものであるといえるかもしれない。暴力と正統化との関係に関してはハーバーマス自身も、交換関係とは異なって、権力関係は指図に拘束されるものを権力保有者に対して構造的に劣位におくものであるが故に、特に直接に正統化される必要があるという点を指摘している（TkH II：404-7 訳下二三八-四一）。しかしながら、ハーバーマスの場合はいかなる対象に対する正統化であれそれが合理的になされなければならないことはコミュニケーション的行為の理論によって既に前提されている。これに対して本稿の立場は、権力媒体によって制御される社会関係はその性質に即して特に合理的に正統化される必要があるといえるのではないか、というものである。

おわりに

以上述べてきたように、ハーバーマスの政治理論の特徴をなしているのは、規範の妥当性を根拠づけうるのは合理的討議であることを示す討議原理の理論だけでなく、国家・政治システムが人間生活の物質的再生産の領域に対応して規範的規制を免れた領域を含まざるをえないという認識にもある。この点を考慮するならば、「行為への責任」と「他者への責任」という二つの倫理間の関係を考える際にもそれに対応した特別な観点が顧慮されることが必要となるように思われる。討議原理は、国家・政治システムの特性と結び付けて捉えられる必要もある。[22]

そうした観点は、美的なものと国家・政治システムの暴力との結びつきのうちに潜む危険性を回避する必要であるとも表現され得る。ハーバーマス自身も、急進的審美主義と暴力との結合に対しては警戒感を示している。講演「近代――未完成のプロジェクト」では以下のように述べられている。「……ある種の状況下では、確かに文化のさまざまな要素の特

定の一つを過度に押し広げようとする……意図と関連してテロリスト的行動が出てくるかもしれません。こうしたテロリスト的行動は政治を美学化し……ようとする信条とつながっているかもしれません」(MuP：訳一〇二)。こうした懸念は正当なものである。すなわち、国家・政治システムにおいてもそれ以外の領域においても、「政治の美学化」が暴力と結びつくことを防ぐために配慮することは同様に必要なことである。しかしながら、前者と後者とでは、その仕方は異なったものでありうる。この点で、一方における「政治の美学化」と暴力との結びつきと、他方における、ハーバーマスの擁護する「近代」との関係についても、然るべき区別がなされることが必要であろう。後者はむしろ、こうした区別がなされてこそ、より強力に擁護されることができるのではないだろうか。

注

(1) ただし一部のポストモダニストはいわゆる「美的なるもの」に対して一定の留保を付す傾向にある。特にアレントとの関係について、梅木 二〇〇二、藤本 二〇〇四。

(2) 討議原理の意義を政治的意思決定の問題に限定することなく探求した最近の研究として、朝倉 二〇〇四。ハーバーマスの討議原理を擁護する論拠としては、他に自由民主主義体制の擁護、三世界の分化、戦略的行為との区別、美的自律性の問題などが考えられるが、これらについては別稿で検討したい。

(3) このほかに、法規範の根拠づけに関するものではないが同様に政治的意見・意思形成において行われる討議として、法の適用や憲法裁判のための「法律的討議」がある(FuG: Kap. 5, 6)。

(4) Duvenage 2003 ではハーバーマスにおける美的なるものの位置づけに関して、主観的領域への限定、通常の言語使用と詩的言語使用との関係、価値諸領域の媒介の問題が挙げられている(一一七-九)。

(5) ベンハビブは討議倫理学の原則と普遍化原則とを分離するが、本稿で討議倫理や討議原理に言及する際には原則としてそれらをハーバーマスのいう意味で、すなわち議論の規則としての普遍化原則を伴うものとして用いる。

(6) ホワイトの議論の難点は、美的なるものがもっぱら主観的なものとして捉えられ、相互主観的な美的判断の可能性(アレント 一九八七)について論じられていないという点にもあるように思われる(White 1986 を参照)。ポストモダニストの議論の一部にそうした傾向が見られるとしても、二つの倫理間の関係を検討する際にはそうした可能性を考慮することも必要であるように思われる。

ケアの倫理に対する批判として、キムリッカ 二〇〇二：第七章。

(7) ハーバーマスの議論における公共性や公共圏の概念の重要性については既に指摘されている(花田 一九九六、キャルホーン編 一九九九)。しかし本稿が注目するのはそれらが特に国家・政治システムに対するものでもあることである。ハーバーマスの議論における社会国家に関する諸問題の重要性について、水上 二〇〇〇。

(8) ハーバーマスの「コミュニケーション論的転回」の背景について、豊泉 二〇〇〇：第一章。

(9) 『他者の受容』(一九九六年)では以下のように修正されている。「規範は、その普遍的遵守が各人の利害状況と価値志向に対して及ぼすことが予想される結果や副次的影響が、すべての関係者に、強制なくして共同で受け入れられる場合に妥当する」(EA：60 訳五五)。

(10) 第二版における叙述の修正について、朝倉 二〇〇四：六七、内村二〇〇三-四(1)：七八-九、八一。

(11) 同時期の正統化論として、ZRhM: Kap. 9-12。またそれ以前の『イデオロギーとしての技術と科学』(一九六八年)における国家の正統化に関する議論も重要である(TWI: 98, 100, 119 訳 一一〇、一一二、一三五など)。

(12) ハーバーマスは法をシステムと生活世界との間の変換機と表現している(FuG：108 訳上一〇六)。

(13) この区別は後に放棄されている(FuG: 502 訳下三三一)。

(14) ハーバーマスは『事実性と妥当性』において、自由主義、社会国家の二つの法パラダイムにかわるものとして「手続き主義的」パラダイムを提唱している。このパラダイムにおける権利の体系および法治国家の諸原理の再解釈について、FuG: Kap. 9.

(15) 市民社会や(政治的)公共圏については以下においても論じられている。pDM: Kap. 12；SO: 訳 xxxvii 以下。

(16) このことは討議原理の適用領域を国民国家に限定することを意味するものではない。審議的政治と国民国家との関係に関するハーバーマスの見解として、CNI, EA: Kap. 4-6, PK: Kap. 4 など。

(17) この点に関しては以下を参照。Wellmer 1991：211-31、中野 一九八六、内村 二〇〇三-四。

(18) 規範の根拠づけと適用に関するハーバーマスの見解について、EzD：137-42 英訳 35-9、平井 一九九〇。

(19) ジーン・コーエンは、討議倫理学を正統性と基本権に関する政治倫理学として構想し、討議原理の適用領域を公式的な制裁を前提する法システムと定めており、法の領域に注目しながらも、同時に物理的強制力の介在という側面にも注目する点で、本稿の立場と一部重なり合う面も有している(コーエン 一九九八：一四二)。ただし彼は、法システムにおける権利の擁護、国家における民主主義の活性化の観点からとはいえ、市民社会の広範な領域をも討議原理の適用範囲に含まれるものとして捉えており、本稿の課題である二つの倫理の関係づけという観点から見て、その適用範囲を広く捉えすぎているように思われる。

(20) アレントの政治的判断力論における公平性の欠如の問題について、木前 一九九七。同論文ではそれに対する矯正策として注視者の歴史的判断力の役割が注目されているが、これに対して本稿は国家・政治システムにおける合理的正統化の役割に注目するものである。

(21) ここでは生活世界をハーバーマスのいうコミュニケーション的理性のみならずアレントのいう行為に対する美的判断によっても行為調整の行われる地平として捉えている。

(22) ソーンヒルは、ドイツの現代政治思想の特徴を、ブルジョアジーの歴史的脆弱性に起因する国家と社会との乖離を克服すべく、社会的・経済的領域に対する政治的領域の自律性を主張する点に求め、ハーバーマスの政治理論をその一変種と捉えている（ソーンヒル 二〇〇四：三）。ハーバーマス思想の政治理論的な観点からの検討として、永井 二〇〇二。

文献

Habermas, J. (出版社はいずれもSuhrkamp Verlag)

SO: *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, 1969(1962) 細谷貞雄他訳『公共性の構造転換』第二版、未来社、一九九四。

TWI: *Technik und Wissenschaft als >Ideologie<*, 1969(1968) 長谷川宏訳『イデオロギーとしての技術と科学』平凡社、二〇〇〇。

LiS: *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, 1975(1973) 細谷貞雄訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店、一九七九。

ZRhM: *Zur Rekonstruktion des historischen Materialismus*.1976 清水多吉監訳『史的唯物論の再構成』法政大学出版局、二〇〇〇。

MuP: "Die Moderne——ein unvollendetes Projekt", 1981 三島憲一訳「近代——未完成のプロジェクト」『思想』一九八二年六月号。

TkH: *Theorie des kommunikativen Handelns I, II*, 1985(1981) 河上倫逸他訳『コミュニケイション的行為の理論』上中下、未来社、一九八五、一九八六、一九八七。

PpP: *Philosophisch-politische Profile*, 1981 小牧治他訳『哲学的・政治的プロフィール』上下、未来社、一九八四、一九八六。

MkH: *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, 1983 三島憲一他訳『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店、一九九一。

pDM: *Der philosophische Diskurs der Moderne*, 1985 三島憲一他訳『近代の哲学的ディスクルス』上下、岩波書店、一九九〇。

HHRID: "Heinrich Heine und die Rolle des Intellektuellen in Deutschland", 1987 轡田収訳「ハイネとドイツにおける知識人の役割」『思想』一九八七年一二月号。

EzD: *Erläuterungen zur Diskursethik*, 1992(1991), *Justification and Application*, trans. by C. Cronin, MIT Press, 1993.
FuG: *Faktizität und Geltung*, 1998(1992)　河上倫逸他訳『事実性と妥当性』上下、未来社、二〇〇二、二〇〇三。
CNI: "Citizenship and National Identity", 1995　住野由紀子訳「シティズンシップと国民的アイデンティティ」『思想』一九九六年九月号。
EA: *Die Einbeziehung des Anderen*, 1999(1996)　高野昌行訳『他者の受容』、法政大学出版局、二〇〇四。
PK: *Die Postnationale Konstellation*, 1998, *The Postnational Constellation* trans.by M. Pensky, Polity, 2001.

朝倉輝一　二〇〇四『討議倫理学の意義と可能性』法政大学出版局。
アレント、H.　一九八七（一九七〇）『カント政治哲学の講義』浜田義文監訳、法政大学出版局。
――――　二〇〇〇（一九六九）『暴力について』山田正行訳、みすず書房。
内村博信　二〇〇三-四「ハーバーマスのディスクルス倫理学と九〇年代ドイツの人権政治」（1）～（3）『千葉大学法学論集』一七-四、一八-二、一八-三・四。
梅木達郎　二〇〇二　『脱構築と公共性』松籟社。
木前利明　一九九七　「「始まり」の構想力」『現代思想』七月号。
キムリッカ、W.　二〇〇二（一九九〇）『現代政治理論』岡崎晴輝他訳、日本経済評論社。
キャルホーン、G.　編　一九九九（一九九二）『ハーバーマスと公共圏』山本啓他訳、未来社。
コーエン、J.　一九九八（一九九五）「討議倫理学と市民社会」D.ラスマッセン編『普遍主義対共同体主義』菊地理夫他訳、日本経済評論社。
斎藤純一　一九八七　「政治的公共性の再生をめぐって」藤原保信他編『ハーバーマスと現代』新評論。
――――　二〇〇〇『公共性』岩波書店。
シャイフェレ、E.　一九九四　「近代のもう一つの哲学的ディスクルス」大貫敦子訳、岩波講座『批判理論』岩波書店。
ソーンヒル、C.　二〇〇四（二〇〇〇）『現代ドイツの政治思想家』安世舟他訳、岩波書店。
豊泉周治　二〇〇〇『ハーバーマスの社会理論』世界思想社。
永井健晴　二〇〇二「ユルゲン・ハーバーマスの政治理論」日本政治学会編『二〇世紀のドイツ政治理論』岩波書店。
中野敏男　一九八六「討議倫理学と会話的相互行為」『倫理学紀要』三。

花田達朗　一九九六『公共圏という名の社会空間』木鐸社。
平井亮輔　一九九〇「討議倫理学における適用問題」日本法哲学会編『現代における〈個人―共同体―国家〉』有斐閣。
フェッラーラ、A．一九九八（一九九五）「普遍主義」ラスマッセン編前掲書。
藤本一勇　二〇〇四「崇高と美の交雑共同体」仲正昌樹編『美のポリティクス』御茶の水書房。
ベンハビブ、S．一九九七（一九八六）「一般化された他者と具体的な他者」竹内真澄訳、M．ジェイ編『ハーバーマスとアメリカ・フランクフルト学派』青木書店。
ホネット、A．一九九二（一九八五）『権力の批判』河上倫逸監訳、法政大学出版局。
――――　二〇〇三（一九九二）『承認をめぐる闘争』山本啓他訳、法政大学出版局。
ホワイト、S．一九九六（一九九一）『政治理論とポスト・モダニズム』有賀誠他訳、昭和堂。
水上英徳　二〇〇〇「社会国家と自律」『社会学研究』六八。
吉田純　一九九七「ハーバーマスにおける芸術と政治」『京都社会学年報』五。
Benhabib, S. 1990 "Communicative Ethics and Contemporary Controversies in Practical Philosophy" in S. Benhabib and F. Dallmayr, eds, *The Communicative Ethics Controversy*, MIT Press.
Duvenage, P. 2003 *Habermas and Aesthetics*, Polity.
Heller, A. 1994(1984/5) "The Discourse Ethics of Habermas" in J. Bernstein, ed., *The Frankfurt School VI* Routledge.
Honneth, A. 1995 "The Other of Justice" in S.White, ed., *The Cambridge Companion to Habermas*, Cambridge University Press.
Wellmer, A. 1991(1986) "Ethics and Dialogue" in *Persistence of Modernity*, trans. by David Midgley, Polity.
White, S. 1986 "Foucault's Challenge to Critical Theory" *American Political Science Review* 80, 2.